

平成25年度 第1回
基準等検討ワーキンググループ

【資料集】

資料1

資料2 - 1

資料2 - 2

資料2 - 3

資料2 - 4

資料2 - 5

資料2 - 6

資料3

資料集目次

【資料1】基準等検討ワーキンググループのロードマップ等	1
【資料2 - 1】保育所の認可基準	8
【資料2 - 2】幼保連携型認定こども園の認可基準	11
【資料2 - 3】認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の確認に関する運営基準	16
【資料2 - 4】地域型保育事業の認可基準	18
【資料2 - 5】放課後児童健全育成事業の設備・運営基準	22
【資料2 - 6】支給認定基準（保育の必要性の認定）	26
【資料3】利用者負担について	29

議事(1) 基準等検討ワーキンググループのロードマップ等

1 ロードマップ

(1) 子ども・子育て会議のロードマップ

	平成25年度			平成26年度				
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 H26.5	第5回 H26.7	第6回 H26.8	第7回 H26.11	第8回 H27.1
ア 認可基準等の審議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出				
現認可等基準(現状確認)								
新制度における認可基準・確認基準			1					
放課後児童育成事業の基準			1					
支給認定基準			1					
イ 利用者負担の審議								

(2) 基準等検討ワーキンググループのロードマップ

	平成25年度		平成26年度	
	第1回 11.27	第2回 1.29	第3回 H26.4	第4回 H26.5
ア 認可基準・確認基準等の審議	25年度末に政省令公布予定		6月市会に条例案提出	
現認可等基準(現状確認)				
国基準部会の議論確認		1		
新制度における認可等基準		1		
放課後児童育成事業の設備・運営基準		1		
イ 支給認定基準(保育の必要性の認定)の審議	25年度末に政省令公布予定		6月市会に条例案提出	
現保育実施基準(現状確認)				
国会議の議論確認		1		
新制度における支給認定基準		1		
ウ 利用者負担の審議				
現利用者負担(現状確認)				
国基準部会の議論確認				
新制度における利用者負担			1	

審議

審議終了等(確定)

1 検討中の国の案をもとに審議

上記のほか、評価検討ワーキンググループを開催

評価検討ワーキンググループ H25.10.28 H25.11.25

2 基準等検討ワーキンググループにおける協議事項

(1) 認可基準

	西宮市の条例 制定改正の要否	認可等主体	
		現在	新制度
保育所	改正の検討	西宮市	西宮市
幼保連携型認定こども園	制定することが必要	兵庫県	西宮市
地域型保 育事業	制定することが必要	-	西宮市
		(西宮市)	
		-	
		-	

(2) 確認に関する運営基準

	西宮市の条例 制定の要否	確認主体		
		現在	新制度	
確認制度	制定することが必要	-	西宮市	
				認定こども園
				幼稚園
				保育所
地域型保育事業				

(3) 放課後児童育成事業の設備・運営基準

	西宮市の条例 改正の要否	届出先	
		現在	新制度
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童育成センター)	改正の検討	-	西宮市

(4) 支給認定基準

	西宮市の条例 改正の要否	認定主体	
		現在	新制度
保育の必要性の認定	改正することが必要	西宮市	西宮市

(5) 利用者負担の設定

	西宮市の条例	利用者負担の設定主体	
		現在	新制度
認定こども園	-	-	西宮市
幼稚園			
保育所			
地域型保育事業			
	(政令で定める額を限度 として市町村が定める)		

備考(現行の運営等)	
(民間保育所)	市が認可し、指導監督を行う。
(幼保連携型認定こども園)	県が認定し、指導監督を行う。
(小規模保育)	-
(家庭的保育)	現行の「保育ルーム」は、市が認定し、指導監督を行う。
(居宅訪問型保育)	-
(事業所内保育)	-

備考	
	-

備考(現行の運営等)	
	市が設置し、指定管理者が管理運営する。

備考(現行の運営等)	
	条例で定めた保育の実施基準に該当するかを判断する。

備考(現行の運営等)	
	(幼稚園部分)各施設が設定。(保育所部分)市町村の関与の下、各施設が設定。
	(公立)市条例で設定。(私立)各施設が設定。就園奨励助成金制度あり。
	市規則で設定。
	(保育ルーム)市要綱で設定。

平成 25 年度 第 1 回 協 議 事 項

(1) 保育所の認可基準について

西宮市の条例で幼保連携型認定こども園の認可基準を定めるにあたり、現行における保育所の認可基準を確認する。国が省令等で定める認可基準と西宮市が条例等で定める基準を事務局から説明し、各委員で現行の認可基準を共有する。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

西宮市の条例で幼保連携型認定こども園の認可基準を定めるにあたり、現行における幼稚園の認可基準を確認した上で、国が法律等で定める現行の認定基準および兵庫県が条例で定める現行の認定基準について、事務局から説明し、各委員で現行の認定基準を共有する。

(3) 確認に関する運営基準について

西宮市の条例で確認に関する運営基準を定めるにあたり、確認制度について事務局から説明し、各委員で制度の内容を共有する。

(4) 地域型保育事業の認可基準について

西宮市の条例で地域型保育事業の認可基準を定めるにあたり、地域型保育事業の内容について事務局から説明した上で、各委員で現行の「保育ルーム」の内容を共有する。

(5) 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準について

国がガイドラインで示す現行の基準および西宮市が条例等で定める現行の基準について、事務局から説明し、各委員で現行の基準を共有する。

(6) 支給認定基準について

支給認定基準のうち保育の必要性の認定について西宮市の条例を改正するにあたり、国が政令で定める現行の基準および西宮市が条例等で定める現行の基準について、事務局から説明し、各委員で現行の基準を共有する。

(7) 利用者負担について

新制度における利用者負担および現行の利用者負担について事務局から説明し、各委員で利用者負担の内容を共有する。

3 用語の説明

(1) 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、次の機能を備え、認定基準を満たす施設で、「認定こども園」の認定を受けた施設

- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

ア 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

イ 幼稚園型

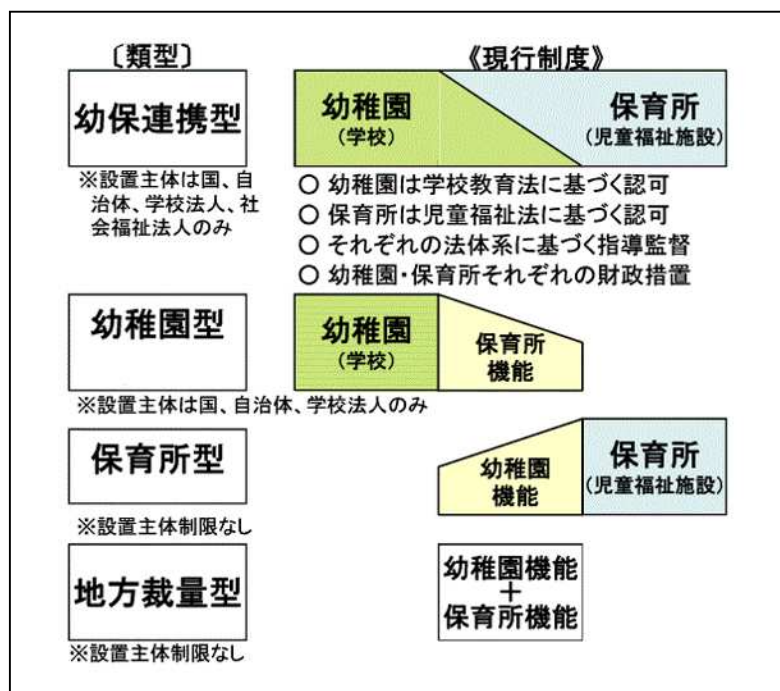
認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

ウ 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どものも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

エ 地方裁量型（兵庫県の場合、「特定認可外保育施設型」）

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ



(2) 施設に対する認可

施設・事業者が保育所等を設置するにあたり、その施設が法律・条例等の基準に適合すると市町村が判断し、認可書を交付する行為

(3) 子ども・子育て支援法における「確認」

認可を受けた施設・事業者が子ども・子育て支援事業計画の需給調整を踏まえて子ども・子育て法に基づく給付等の支援対象であることを市町村が認める行為

(4) 認定区分

ア 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子ども（学校教育のみ）

イ 2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、必要な保育を受けることが困難であるもの（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）

ウ 3号認定：満3歳未満の小学校就学前子どもであって、必要な保育を受けることが困難であるもの（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）

	年齢	保育の必要性の認定
1号認定	3歳以上	×
2号認定	3歳以上	
3号認定	0～2歳	

(5) 特定教育・保育

市町村長が「確認」する教育・保育施設から支給認定を受けた子どもが受ける教育・保育

(6) 特定地域型保育

市町村長が「確認」する地域型保育を行う事業者から支給認定を受けた子どもが受ける地域型保育

(7) 施設型給付費

特定教育・保育に要した費用について支給されるもので、1号～3号認定子どもに対する給付費

(8) 地域型保育給付費

特定地域型保育に要した費用について支給されるもので、3号認定子どもに対する給付費

(9) 公定価格

認定区分（ 1号認定、 2号認定、 3号認定）、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（子ども・子育て支援法 27条 3項 1号、29条 3項 1号）

= 施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準

(10) 利用者負担額

政令で定める額を限度として支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（子ども・子育て支援法 27条 3項 2号、29条 3項 2号）

= 利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める

(11) 従うべき基準と参酌すべき基準

ア 従うべき基準 : 国が定める基準に従うべき事項

イ 参酌すべき基準 : 国が定める基準を参酌すべき事項

	緩和	上乘せ
国の基準に従うべき基準	×	
国の基準を参酌すべき基準		

上乘せの例：西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 34 条第 2 号

乳児室の面積について、国の基準は、幼児 1 人につき 1.65 m²のところを、市の基準は、幼児 1 人につき 3.3 m²と規定している。

ウ 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告で示された内容

	「従うべき基準」型	「参酌すべき基準」型
法的効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備 考	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法 「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒参酌する行為を行わなかった場合は違法 「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ

議事(2) 各基準について(西宮市における現状と国の検討状況)

保育所の認可基準

1 【西宮市：現行】設備及び運営に関する基準を定める条例

< 参考資料集：1 ページ >

現行における西宮市の基準と国の基準との対比

項目	(西宮市)設備基準等	国基準	
児童福祉施設の一般規定	一般原則 市基準条例第 6 条	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の人権への配慮 ・地域社会との交流及び連携を図る(努力義務) ・運営の内容の自己評価、その結果の公表(努力義務) ・施設の目的を達成するために必要な設備を設ける ・採光、換気等入所している者の保健衛生及び危害防止を考慮した構造設備 	同じ
	非常災害 市基準条例第 7 条	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける ・非常災害に対する具体的計画の策定、これに対する不断の注意と訓練を少なくとも毎月 1 回行う 	同じ
	平等原則 市基準条例第 11 条	入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	同じ
	虐待等の禁止 市基準条例第 12 条	<p>入所中の児童に対し、下記の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行 ・わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること ・著しい減食又は長時間放置等養育又は業務を著しく怠ること ・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応等著しい心理的外傷を与える言動 	同じ
	衛生管理 市基準条例第 14 条	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、食器等及び飲用に供する水の衛生的な管理 ・感染症又は食中毒の発生・まん延を防止するために必要な措置 ・必要な医薬品備え置き、および適正な管理 	同じ
	食事 市基準条例第 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として施設内調理 3 歳以上の食事について一定の条件のもとで搬入可能 ただし、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること ・変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立 ・栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮した食品の種類及び調理方法 ・あらかじめ作成された献立に従った調理 ただし、少数の児童を対象する場合(家庭的環境の下における調理)は除く ・児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成(努力義務) 	同じ
	健康診断 市基準条例第 16 条	入所者に対する、入所時の健康診断、1 年に 2 回の定期健康診断	同じ
	内部規程 市基準条例第 17 条	<p>下記事項のうち必要な事項の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所する者の援助に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項 	同じ

	帳簿整備 市基準条例第 18 条	職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	同じ		
	秘密保持 市基準条例第 19 条	正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない	同じ		
	苦情への対応 市基準条例第 20 条	入所者又はその保護者等からの苦情に対する迅速かつ適切な対応	同じ		
職員	職員の一般要件 市基準条例第 8 条・第 9 条	<ul style="list-style-type: none"> 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 常に自己研さんに励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない 	同じ		
	必置職員 市基準条例第 36 条	<ul style="list-style-type: none"> 保育士 嘱託医 調理員（但し、調理業務の全部委託の場合、不要） 	同じ		
	職員配置	乳児	3 人につき 1 人	同じ	
		1 ～ 2 歳児	6 人につき 1 人	同じ	
		3 歳児～	3 歳児～：20 人につき 1 人	4 歳以上 30 : 1	
	保育時間 市基準条例第 37 条	原則、1 日につき 8 時間	同じ		
保育の内容 市基準条例第 38 条	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容は、保育所保育指針による	同じ			
設備 市基準条例 34 条	必置設備	0 ～ 1 歳児	乳児室又はほふく室、医務室、屋外遊戯場、調理室、便所	同じ	
		2 歳児～	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所	同じ	
		乳児室及びほふく室	1 人につき 3.3 m ² 保育に必要な用具を備えること	乳児室 1.65 m²	
		保育室又は遊戯室	1 人につき 1.98 m ² 保育に必要な用具を備えること	同じ	
		屋外 遊戯場	0 ～ 1 歳児	施設内設置 ただし、乳児又は満 3 歳に満たない幼児のみを入所させる保育所で、当該保育所の付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合は不要	国基準 無
			2 歳児～	施設内設置：1 人につき 3.3 m ² ただし、乳児又は満 3 歳に満たない幼児のみを入所させる保育所で、当該保育所の付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合は不要	3.3 m² ただし、 付近の 場所も可
	3 ～ 5 歳児		施設内設置：1 人につき 3.3 m ²		
	保育室等 (乳児室・ほふく 室・保育室・遊戯室)	2 階に設置 する場合	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物または準耐火建築物 常用屋内階段、常用屋外階段、避難用設備 乳幼児転落事故防止設備 	同じ	
		3 階以上に 設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 常用屋内階段、常用屋外階段、避難用設備 調理室の特定防火設備による区画 壁、天井の不燃材料施工、カーテン等の防災処理 乳幼児転落事故防止設備 火災通報設備 	同じ	

2 関係法令・条規等

<参考資料集：1 ページ>

(国：法令等)

- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行規則
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）
- ・「保育所の設置認可等について」（平成 12 年児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）
- ・「小規模保育所の設置認可等について」（平成 12 年児発第 296 号厚生省児童家庭局長通知）
- ・「夜間保育所の設置認可等について」（平成 12 年児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）
- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令

(西宮市：条規等)

- ・西宮市立児童福祉施設条例
- ・西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・西宮市保育所設置認可等要綱

幼保連携型認定こども園の認可基準

1 【兵庫県：現行】認定こども園の認定要件等に関する条例

＜参考資料集：19 ページ＞

現行における兵庫県の基準と国の基準との対比

項目		準拠基準	(兵庫県) 幼保連携型の認定基準等	国基準		
対象児童	0～2歳児	-	保育に欠ける子どもに加え、 保育に欠けない子どもの受入れ可能	-		
	3～5歳児	-	保育に欠ける子ども、保育に欠けない子ども	-		
認定基準	職員配置	0～2歳児	保育所基準	0歳児：3人につき1人、 1～2歳児：6人につき1人	同じ	
		3～5歳児	長時間利用児	保育所基準	3歳児：20人につき1人、 4～5歳児：30人につき1人	同じ
			短時間利用児	幼稚園基準	<u>3歳児：25人につき1人(国基準を加重)</u> 4～5歳児：35人につき1人	<u>3～5歳児： 35人につき1人</u>
			共通利用時間の 学級編制	幼稚園基準	4～5歳児35人以下、 <u>3歳児：25人につき1人(国基準を加重)</u> 但し、3歳児25人を超え35人以下の 学級編制につき1人	<u>3～5歳児 35人以下の 学級単位で職 員1人</u>
	職員資格	職員	0～2歳児	保育所基準	保育士資格	同じ
			3～5歳児	幼稚園基準 保育所基準	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 またはいずれかの資格を有すること	同じ
		学級担任		幼稚園基準	幼稚園教諭免許	同じ
		長時間利用児の保育に 従事する者		保育所基準	保育士資格	同じ
	施設設備	園舎	3～5歳児	幼稚園基準	1学級：180㎡、 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡ <u>うち保育室53㎡以上、 遊戯室(原則専用)100㎡を確保する。</u>	<u>部分 県独自基準</u>
			既存施設特例	-	下記保育室等の基準を満たすときは適用なし	
		保育室等	0～1歳児	保育所基準	乳児室1人につき1.65㎡、 ほふく室1人につき3.3㎡ <u>但し、保育に欠けない子ども 1人につき1.65㎡</u>	<u>部分 県独自基準</u>
			2歳児		保育室または遊戯室1人につき1.98㎡ <u>但し、保育に欠けない子ども 1人につき1.65㎡</u>	<u>部分 県独自基準</u>
			3～5歳児	-	保育室または遊戯室1人につき1.98㎡	同じ
			既存施設特例	-	下記園舎の基準を満たすときは適用なし	同じ
調理室		0～2歳児	保育所基準	必置 <u>但し、保育に欠けない子どもの食事提供について、 一定条件の下、園外からの搬入可能</u>	<u>部分 県独自基準</u>	
		3～5歳児	-	必置(但し、一定条件の下、園外からの搬入可能。加 熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるこ と。)	同じ	

	屋外遊戯場	幼稚園基準 保育所基準	下記 と を比較して大きくなる方の基準を 採用する 保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) 幼稚園基準()に2歳児1人につき3.3㎡を加算 2学級以下: $330+30 \times (\text{学級数}-1)\text{㎡}$ 3学級以上: $400+80 \times (\text{学級数}-3)\text{㎡}$	同じ
		設置場所特例	保育所基準 一定の条件の下で、近隣の公園等付近にある適当な 場所で代替可 <u>国の基準に移動の安全確保を加える。</u>	<u>部分</u> 県独自基準
		既存施設特例	-	保育所基準および幼稚園基準のいずれかの基準で可 能
	教育および保育の内容	-	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標を 達成されるよう教育・保育の提供	同じ
	子育て支援事業	-	国の規定 <u>および知事が別に定める事業の中から1</u> 以上実施	<u>部分</u> 県独自基準

2 市で検討すべきであろう事項 (国において検討している事項)

<参考資料集: 41 ページ>

(1) 従うべき基準と参酌すべき基準

	新制度	現行
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 学級編制及び配置する職員及び員数 主要な設備に関する事項 (保育室の床面積等) 重大な運営に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の一体的提供 <幼保連携型> 「保育所部門において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり幼稚園部門との緊密な連携協力体制が確保されていること」または、「保育所部門に入所していた子どもを引き続き幼稚園部門に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと」 地域の子育て支援の実施
参酌すべき基準	上記以外の事項	その他文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める「施設の設備及び運営に関する基準」

(2) 協議事項

学級編制・職員	学級編制	・満3歳以上の幼児教育過程に係る時間は、幼稚園と同様にするか
	園長等の資格	・認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、教諭免許状及び保育士資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とするか
	その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)	・園長を補佐する副園長又は教頭をおくよう努めることとするか ・主幹保育教諭等必要な職員は幼稚園と同様とし、調理員は保育所と同様とするか
	短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い	・保育教諭の常勤・非常勤の取扱いを幼稚園と同様とすることを基本とするか ・ただし、3歳未満児の対応について保育所の取扱いを踏まえるか
	職員配置基準(学級編制基準)	・公定価格の議論の進捗と合わせて検討する
設備	建物及び附属設備の一体的設備	・建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求めるか
	保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)	・満2歳以上の園児を受け入れる場合における保育室、遊戯室の要否 ・特別な事情がある場合における保育室と遊戯室の兼用の可否 ・満2歳未満の園児を受け入れる場合における乳児室又はほふく室の要否 ・職員室、便所、保健室又は医務室の要否 ・特別な事情がある場合における職員室と保健室の兼用の可否
	園舎・保育室等の面積	・園舎面積は、次の要件の合計面積を最低基準とするか <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積 (ただし、保育室・遊戯室の面積は、保育所基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする) ・満3歳未満の園児について、保育所基準による面積
	保育室等の設置階	・園舎の階数を幼稚園と同様とすることを原則とするか ・保育室等の設置階は、保育所と同様、上乗せの耐火防火の基準により2階以上を可とするか
	運動場等の設置	・運動場の必置、園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とするか ・屋上の取り扱い等例外の措置も検討するか
	運動場の面積	以下の面積を合計した面積以上とするか <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積

	調理室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室は必置とするか ・例外として、給食の外部搬入を認める場合に必要な調理設備を検討するか
	その他の設備 (飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備、放送設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と同様とするか
運営	平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と同様とするか
	教育時間・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様とするか ・1日の開園時間・保育時間は保育所と同様とするか ・夜間保育所等は、1日の教育時間の確保を弾力的な取扱いを認めるか
	食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする園児は、保育所と同様とするか
	園児要録・出席簿	<ul style="list-style-type: none"> ・園児要録、出席簿を作成することとし、作成対象園児について検討するか ・進学に際し、抄本又は写しを進学先に送付することとするか ・転入園の際の取扱いを検討するか
	研修等(認定子ども園法で規定されている事項以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・法律事項以外について、保育所及び現行認定子ども園と同様とするか
	職員会議・評議員	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と同様とするか
	運営状況評価(認定子ども園法で規定されている事項以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関する自己評価・結果公表の義務を課すか ・関係評価・第三者評価のいずれかの実施とその結果公表を努力義務とするか
	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と同様とするか
	家庭・地域との連携、保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、現行認定子ども園について、すべて包含する内容とするか
	保健安全関係(健康診断)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と同様とするか
	保健安全関係(臨時休業・出席停止)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と同様であるが、保育を必要とする子どもが在籍していることに伴う配慮を検討するか
子育て支援(認定子ども園法で規定されている事項以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の認定子ども園と同様とするか 	

3 関係法令・条規

< 参考資料集：19 ページ >

- ・認定子ども園法
- ・文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準
(平成18年文科省・厚労省告示第1号)
- ・(兵庫県)認定子ども園の認定要件等に関する条例

4 【兵庫県：現行】幼稚園の認可基準に関する法施行規則・省令

<参考資料集：32 ページ>

現行における兵庫県の基準と国の基準との対比

項目		(兵庫県)設備基準等	国基準	
職員	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、園長のほか各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人置かなければならない <u>3歳児について1学級25人を超える場合、各学級ごとに専任の教諭1人を加算すること</u> ・幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない 	部分 県独自基準	
	職員配置	(学級編制) 一学級の幼児数は、4歳児、5歳児について35人以下を原則とする <u>3歳児については25人以下を原則とする</u>	部分 県独自基準	
	保育の内容	幼稚園教育要領による	同じ	
設備	一般的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない ・幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない 	同じ	
	必置設備	施設及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室 ・保育室 ・遊戯室 ・保健室 ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 <u>保育室の面積53㎡以上、遊戯室100㎡</u> <u>遊戯室は原則として専用</u> 	部分 県独自基準
		運動場	園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする (面積) 2学級以下： $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{㎡}$ 3学級以上： $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{㎡}$	同じ
		園舎	二階建以下を原則とする (面積) 1学級： 180㎡ 2学級以上： $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{㎡}$	同じ
		保育室・遊戯室 ・便所の設置階	園舎が耐火建築物で、幼児の待避に必要な施設を備える場合、第二階に置くことができる	同じ
	その他の設備	備えるように努めなければならない設備 <ul style="list-style-type: none"> ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・幼児清浄用設備 ・給食施設 ・図書室 ・会議室 	同じ	
開設日数	39週以上	同じ		
設備編制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議を置くことができる(校長が主催) ・学校評議員を置くことができる 	同じ		

関係法令・条規

- ・学校教育法
- ・学校教育法施行規則
- ・幼稚園設置基準
- ・兵庫県私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の確認に関する運営基準

1 【国：新制度】確認に関する運営基準について

(1) 確認制度

認可を受けた施設・事業者が子ども・子育て支援事業計画の需給調整を踏まえて子ども・子育て法に基づく給付等の支援対象であることを市町村が認める制度

(2) 学校教育法、児童福祉法等に基づいて認可を受けていることを前提として、その施設・事業が子ども・子育て支援法による財政支援の対象となるか(子ども・子育て支援法に基づく運営基準を満たすこと)を判断したうえで、利用定員を定め、給付の対象となることを確認する。

(3) 確認に関する運営基準は、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する。

2 市で検討すべきであろう事項 (国において検討している事項)

<参考資料集：59 ページ>

(1) 従うべき基準と参酌すべき基準

ア 従うべき基準

- ・利用定員
- ・施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

イ 参酌すべき基準

上記以外の事項

(2) 協議事項

利用定員の考え方、ルール	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・最低数との関係：最低利用定員数を何人に設定するか ・子どもの年齢との関係：年齢別に利用定員を設定するか ・保育標準時間(長時間)保育短時間区分との関係：時間区分別に利用定員を設定するか
	定員割れ・定員超過の場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・定員割れ・定員超過の場合をどう取り扱うか
	保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労状況が変化したことにより支給認定の区分が変更される場合、どのように弾力的な対応を行うか

教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準	利用開始時に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約（事前説明を要する重要事項、契約様式等） ・応諾義務（拒む場合の「正当な理由」等） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
	教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの適切な処遇（虐待禁止等） ・地域型保育事業における連携施設との連携 ・上乗せ徴収等の取扱い ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
	管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の策定（定めるべき重要事項等） ・個人情報管理（秘密保持） ・非常災害対策、衛生管理等 ・事故発生の防止、発生時の対応（報告、記録、賠償等） ・評価（教育・保育の質） ・苦情処理（苦情受付窓口の設置等） ・会計の区分（会計処理方法等）
	撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の対象施設・事業であることの辞退（確認の辞退）や利用定員減少の場合における継続して教育・保育が提供されるための取扱い
業務管理体制に関するルール	業務管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容 ・国・都道府県に対して届出を行った場合、市町村に対する届出の要否
情報公表に関するルール	情報公表の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・公表する項目 ・公表する方法

3 関係法令・条規等

< 参考資料集：58 ページ >

（国：法令等）

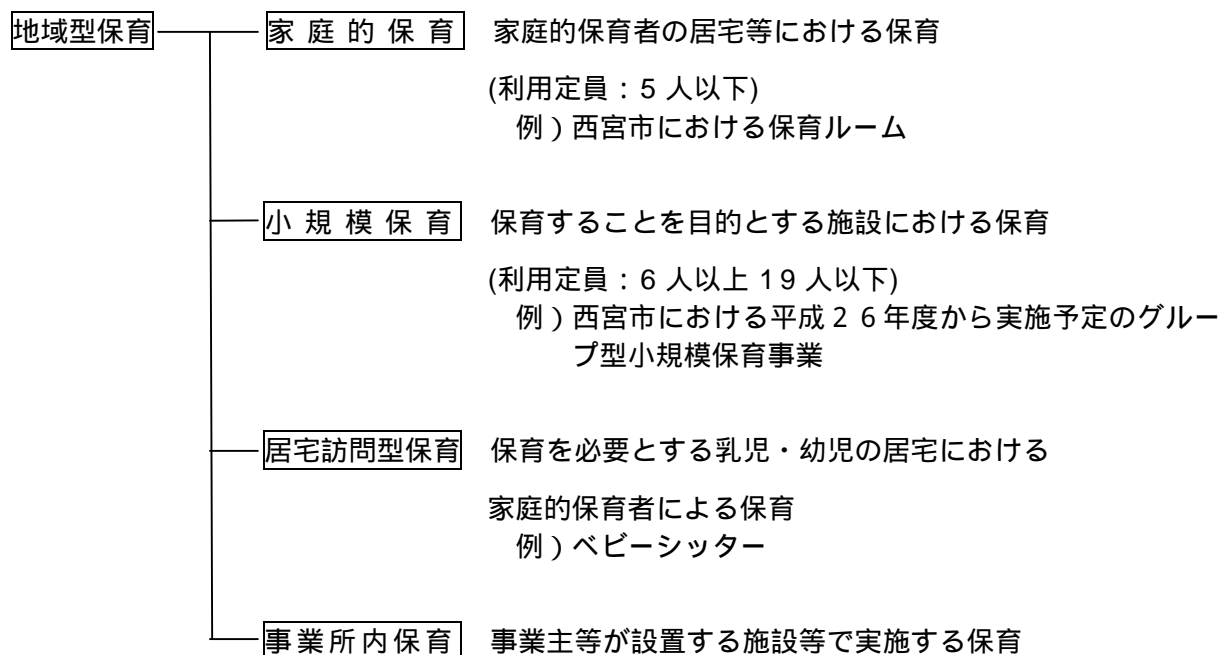
- ・子ども・子育て支援法

地域型保育事業の認可基準

1 【国：新制度】改正後児童福祉法における定義

< 参考資料集：69 ページ >

地域型保育事業の 4 類型



注) 小規模保育事業については、「待機児童解消加速化プラン」に位置付けて、新制度の施行を待たずに支援を開始するとされ、今般国から「小規模保育運営支援事業等の要綱」が示されている。

2 【西宮市：現行】保育ルームの運営・助成要綱

< 参考資料集：70 ページ >

現行における西宮市の基準と国のガイドラインとの対比

基準		(西宮市)保育ルーム	(国)家庭的保育事業ガイドライン
施設従事者の資格	保育者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として 20 歳以上 65 歳以下 保育士又は看護師の資格を有する 市の実施する基礎研修を受講した者 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の資格を有する者又は看護師、幼稚園教諭等で市の実施する基礎研修を修了した者
	保育補助者	<ul style="list-style-type: none"> 保育者が選任した者 市の実施する基礎研修を受講した者 心身ともに健全で、乳幼児の保育に専念できる 	<ul style="list-style-type: none"> 市の実施する基礎研修を受講した者 心身ともに健全で、乳幼児の保育に専念できる

<p>定員・施設基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保育は、保育者及び保育補助者の2名以上で行い、児童の人数は5人以下とすること 原則として、児童1名の時間帯でも2名以上で保育すること ・保育を実施する場所は、保育者自身の自宅又は賃借した施設 ・面積 9.9 m² (6畳) 以上の部屋 (3人を超える場合) 3人を超える児童1人につき3.3m²を加算 ・遊戯に適する広さの遊び場が敷地内にあるか又は付近に公園、空地等がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者1人による保育は乳幼児3人以下とすること。家庭的保育補助者ととも2人以上で保育する場合は乳幼児5人以下とすること ・面積 9.9 m²以上の部屋 (3人を超える場合) 3人を超える児童1人につき3.3m²を加算 ・遊戯に適する広さの庭が敷地内にあるか又は付近に公園、空地等の開かれた空間がある
<p>対象児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市民であること ・保護者が送り迎えのできる生後43日から3歳児までの児童 ・あっせん希望する保育者又はその保育補助者と3親等以内の親族関係にないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする年齢は、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に定める ・家庭的保育者又は家庭的保育補助者と三親等以内の親族関係にないこと
<p>賠償責任保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者が加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者が加入又は市町村自らが加入
<p>運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市があっせんする児童のみを保育する ・入所日は各月の1日及び16日 ・児童の入所にあたり、保護者と十分協議のうえ、児童の心身の段階に応じた適切な保育を行う ・急を要する場合等のためあらかじめ医師を指定しておく ・保育の内容は、保育所保育指針に準拠する ・乳幼児の発達過程に応じた保育の計画及び一日の保育内容を作成する ・保育の状況に関する記録を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の内容は、保育所保育指針に準拠する ・乳幼児の発達過程に応じた保育の計画及び一日の保育内容を作成する ・保育の状況に関する記録を整備する
<p>保育日 保育時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、振替休日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月4日まで、その他保育者と保護者で協議のうえ決めた休所日を除く毎日 ・保育時間は、平日の午前7時30分～午後6時 保育者と保護者の協議により決定する ・時間外保育については、保育者と保護者の協議により決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の就労状況等を考慮して、保育実施日及び保育時間を市町村が定める。
<p>研修</p>	<p>保育者の資質向上と涵養をはかり、あわせて市と保育者並びに保育者相互の交流をもはかり、より充実した保育を行う目的で研修会を開催する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の資質向上をはかるため市町村は研修を実施する必要な体制整備を行う ・3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意する

西宮市では、待機児童の解消を目的として、国庫補助の対象事業である家庭的保育事業（保育ルーム）を平成13年度に開始し、現在では50施設の保育ルームが各保育者により運営されている。

家庭的保育事業（保育ルーム）とは別に、昭和44年に産休明け保育を目的として事業開始した家庭保育所を市単独事業として実施している。現在5施設。

3 市で検討すべきであろう事項（国において検討している事項）

<参考資料集：81 ページ>

(1) 従うべき基準と参酌すべき基準

ア 従うべき基準

- ・職員の資格、員数（「従事する者及びその員数」）
- ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

イ 参酌すべき基準

上記以外の事項

特に「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて公的空間等の活用を図る。

(2) 協議事項

職員数・資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の保育士資格に係る基準について ・地方単独事業等からの移行について ・家庭的保育の保育者に対して求める研修要件について ・事業所内保育事業における利用定員が19人以下の比較的小規模な施設の取扱いについて ・居宅訪問型保育事業における職員の資格要件に関する基準がない現状において、職員の質の確保について ・家庭的保育補助者の配置について
設備・面積基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の認可施設に比較して規模が小さい点について ・地方単独事業等からの移行について ・主に受入れ対象となる0・1歳児に係る面積基準について ・居宅訪問型保育事業において面積基準を設ける必要があるか ・屋外遊戯場の設置について付近の広場や公園等代替措置の検討および1人あたりの面積基準
給食・自園調理	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室・調理設備及び給食の自園調理における外部搬入の取扱い等について ・自園調理を求める場合、調理担当の職員について ・地方単独事業等からの移行について ・事業所内保育事業における給食提供のあり方について ・居宅訪問型保育事業における調理および食事の提供について
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項があるか否か ・建築基準法、消防法等の諸規制について ・居宅訪問型保育事業において規制を設けないこととするか否か
連携施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業について、卒園後における確実な受け皿の要否 ・事業所内保育事業における卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受けることが想定される「地域枠の子ども」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか否か ・事業所内保育施設において地域の子どもの受け入れる子どもの数等について ・居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用(休憩時間等)について

4 関係法令・条規等

< 参考資料集 : 69 ページ >

(国 : 法令等)

- ・子ども・子育て支援法
- ・児童福祉法
- ・「家庭的保育事業の実施について」
(平成21年児発第1030第2号厚生省児童家庭局長通知)
- ・「小規模保育運営支援事業等の要綱」

(西宮市 : 条規等)

- ・家庭的保育事業 (保育ルーム) の運営・助成要綱

放課後児童健全育成事業の設備・運営基準

1 【西宮市：現行】留守家庭児童育成センター条例・規則・要綱

＜参考資料集：103 ページ＞

現行における西宮市の基準と国のガイドラインとの対比

基準項目	(西宮市)留守家庭児童育成センター	(国)放課後児童クラブガイドライン
利用資格	以下の4要件を備えた者 ・西宮市内に住所を有すること ・学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から第3学年までに在学していること ・保護者の疾病、就労その他の理由により昼間家庭において適切な育成を受けられないこと ・その他集団生活を営む上で著しく支障のないこと ・市長が特に必要があると認めるもの 神戸市北区道場町生野1172番地に住所を有する者で西宮市立北六甲台小学校に通学する者 身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童及び特別支援学級・学校に在籍している児童は、小学6年生まで利用可能	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童 ・その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)
定員	・60人を超えない範囲内において市長が定める。 ・市長が特に必要と認めるときは、60人を超えて定員を定めることができる。 ・定員を超えて受け入れる場合は、育成室で児童1人当たり1.1㎡以上を確保できる人数まで利用させることができる。	・集団の規模は、おおむね40人程度 ・1放課後児童クラブの規模は、最大70人
開所日 開所時間	休所日 ・日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日、3日および12月29日から12月31日まで 開所時間 ・小学校の授業日 下校時から午後5時まで(午後7時まで延長あり) ・小学校の休業日 午前8時30分から午後5時まで(土曜日を除き午後7時まで延長あり)	・子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること ・土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること ・新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること

施設・設備	設置方針	・各小学校区に1か所		-
	施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・育成室 ・便所 ・湯沸室 ・玄関 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること ・子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。 ・子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること ・施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること
職員体制	資格	常勤指導員	下記いずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有すること ・幼稚園教諭または小学校、中学校もしくは高等学校の教員免許を有すること ・児童の遊びを指導する者（児童福祉施設最低基準第38条）の資格を有すること 	児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい
		非常勤指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て経験者 ・保育士、教員免許、児童指導員、母子指導員などの資格取得者及び取得中の者 ・放課後児童の健全育成に熱意を有する者 	
	配置基準	（常勤指導員） <ul style="list-style-type: none"> ・定員40人の施設：2人 ・定員60人の施設：3人 ただし、利用児童が45人以上とし45人未満では2人 <ul style="list-style-type: none"> ・指導員が休暇もしくは欠けた場合、非常勤指導員をもって充てる 次の場合、常勤指導員を補助して業務を行う非常勤指導員を配置する <ul style="list-style-type: none"> ・定員40人の施設で利用児童が45人以上となったとき ・定員60人の施設で利用児童が65人以上となったとき。 ・身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童及び特別支援学級・学校に在籍している児童の身の回りの世話をするため、指導員の追加配置が必要と認められる場合。 		-

<p>保護者等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童の健全育成を図り、保護者、地域住民、学校等と連携・協力して管理運営を行うため、各育成センターごとに運営委員会を設置する (構成員) ・地域団体の代表 (社会福祉協議会支部または分区代表、民生児童委員、青愛協会役員等) ・小学校代表 ・PTA代表 ・保護者代表 ・学識経験者 	<p>(保護者への支援・連携) 保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行う。</p> <p>(学校との連携) ・学校との連携を積極的に図る。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行う。 ・子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図る。また、放課後子ども教室との連携を図る。</p> <p>(関係機関・地域との連携) ・保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努める。 ・子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。</p>
-----------------	--	---

2 市で検討すべきであろう事項 (国において検討している事項)

<参考資料集：110ページ>

(1) 従うべき基準と参酌すべき基準

ア 従うべき基準

従事する者及びその員数

イ 参酌すべき基準

上記以外の事項について厚生労働省令で定める基準を参酌する。

必要な施設・設備、開所日数・開所時間等

(2) 協議事項

<p>職員の資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の遊びを指導する者」に研修要件を付加するか ・研修の実施体制(主体)を都道府県が担うか ・有資格者以外の者の着任時研修
<p>職員の員数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な最低人数 ・小規模のクラブの員数を1人でも可とするか

児童の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の集団規模に分割するか ・児童規模の具体的な人数
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・専用室・専用スペースの要否 ・面積要件 ・面積算定について、登録児童数を基準とするか、利用児童数を基準とするか
開所日数・開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・開所日数を具体的に規定するか。 ・開所時間を具体的に規定するか。
その他省令で基準とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の一般原則、衛生管理、職員の一般的要件、運営規程、非常災害対策、記録(帳簿)の整備、職員の知識及び技能の向上、秘密保持、平等取扱い、苦情処理、虐待等の禁止、保護者・小学校との連携
利用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん、調整等の実施について ・優先利用について
「おおむね十歳未満の」との文言が削除されたことによる事業の運用についての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年の受入れについて、必ず受け入れなければならないか
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携についての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館における放課後児童クラブの実施についての配慮
放課後児童健全育成事業として行わない学童保育の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業として行わない学童保育をどう取り扱うか

3 関係法令・条規等

<参考資料集：102 ページ>

(国：法令等)

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・「放課後児童クラブガイドラインについて」
(平成 19 年雇児発第 1019001 号厚労省雇用均等・児童家庭局長通知)
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)

(西宮市：条規等)

- ・西宮市立留守家庭児童育成センター条例
- ・西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則
- ・西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱

支給認定基準（保育の必要性の認定）

1 【国：新制度】利用者における施設の選択肢（基本パターン）

新制度への移行に際し、利用者が選択する施設

現行		新制度	
状況	利用施設	認定区分	施設の選択肢
満3歳以上の子ども	保育を必要としない場合	1号認定	幼稚園(施設型給付) 幼稚園(施設型給付)+預かり保育 (地域子ども・子育て支援事業)
		認定不要	幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励) 幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励)+ 預かり保育 【現行どおり】
	就労などにより、保育を必要とする場合	2号認定	保育所(施設型給付) 認定こども園(施設型給付)
		認定不要	幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励)+ 預かり保育 【現行どおり】
0～2歳の子ども	就労などにより、保育を必要とする場合	保育所 認定こども園	3号認定 保育所(施設型給付) 認定こども園(施設型給付) 地域型保育事業(地域型保育給付)

民間保育所へは委託費として支払われる。

2 【国：新制度】支給認定基準（保育の必要性の認定）について

- (1) 市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を支給する。
- (2) 保育の必要性の認定に当たっては、国が「事由」、「区分」、「優先利用」の3点について認定基準を策定する。
- (3) 認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する。
- (4) 支給認定については、保護者が「内閣府令で定めるところにより」市町村に対して申請し、認定を受ける。

3 【西宮市：現行】保育の実施に関する条例

<参考資料集：117 ページ>

現行における西宮市の基準と国の基準との対比

(西宮市) 西宮市保育の実施に関する条例第2条	(国)児童福祉法施行令27条
(1)昼間に居宅外で労働することを常態としていること (2)昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること (3)妊娠中であるか又は出産後間がないこと (4)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること (5)長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること (6)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (7)市長が認める前各号に類する状態にあること (求職活動中、就学等)	(1)昼間労働することを常態としていること (2)妊娠中であるか又は出産後間がないこと (3)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること (4)同居の親族を常時介護していること (5)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (6)前各号に類する状態にあること

現行制度では、保護者及び同居(又は同一町内)の64歳以下の祖父母が上記実施基準のいずれかに該当する場合に保育所入所申込書を受け付け、入所可能枠以上の申込を受けた場合は、市の定める保育所入所選考基準に基づき入所者を決定している。選考基準において、母子家庭や虐待世帯等については点数の加算を行っている。

保育時間は、平日8時30分～16時30分、土曜日8時30分～正午を原則時間としている。原則時間を超える保育が必要な場合は、勤務証明書に記載された勤務時間や通勤に要する時間等に基づき、各施設の開所時間の範囲で保育時間を決定する。

4 市で検討すべきであろう事項 (国において検討している事項)

<参考資料集：119 ページ>

協議事項

事由	<ul style="list-style-type: none"> ・「同居の親族による保育」が可能な場合「保育に欠ける」と判断するのか ・「就労」について、就労形態の範囲をどう考えるか ・「就労以外の事由」について、就職活動・就学等を法令上明記するか ・「就労以外の事由」について、「虐待のおそれ」、「要支援家庭」を事由に追加するか ・「就労以外の事由」について、その他の事由として明記すべきものがあるか
区分	<ul style="list-style-type: none"> ・「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか ・「保育短時間」の下限をどのように設定していくか(保育の必要性の認定のボーダーライン) ・現行制度との関係等切り替える部分をどう整理していくか
優先利用	<ul style="list-style-type: none"> ・絶対的な「優先利用枠」とするのか、相対的な「優遇措置」とするのか
認定方法、認定期間および利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・認定方法(現行制度利用者の新制度移行の手續等) ・認定期間(認定の有効期間、現況届提出の要否等) ・利用調整(優先度・調整指数等)

5 関係法令・条規等

<参考資料集：116 ページ>

(国：法令等)

- ・子ども・子育て支援法
- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行令

(西宮市：条規等)

- ・西宮市立児童福祉施設条例施行規則
- ・西宮市保育の実施に関する条例

議事（3）利用者負担について（西宮市における現状と国の検討状況）

1 【国：新制度】利用者負担額と公定価格

（1）利用者負担額

政令で定める額を限度として支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（子ども・子育て支援法27条3項2号、29条3項2号）
 = 利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める

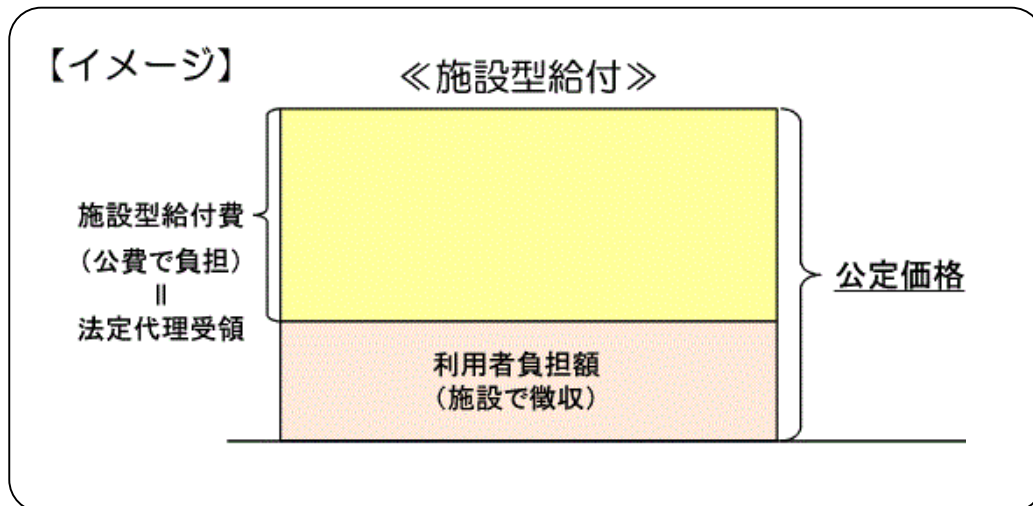
（2）公定価格

認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（子ども・子育て支援法27条3項1号、29条3項1号）
 = 施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準

（3）施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額である。

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

市町村は、「利用者負担額」を設定する。



2 【西宮市：現行】利用者負担と公費負担について

(1) 利用者負担と公費負担の構造

現行	保育所	応能負担	公立保育所	利用者負担分 + 公費負担分(市)
			民間保育所	利用者負担分 + 公費負担分(市・国)
	幼稚園	応益負担	公立幼稚園	利用者負担分 + 公費負担分(市)
			私立幼稚園	利用者負担分 + 公費負担分(市・県)
保育所・幼稚園の負担構造は、幼保連携型認定こども園における保育所部分・幼稚園部分の負担構造を含む。				
新制度	保育所 幼稚園 認定こども園	応能負担	公立	利用者負担分 + 公費負担分(市)
			民間・私立	利用者負担分 + 公費負担分(市・県・国：給付費) 公定価格

新制度における公定価格とは、利用者負担分と公費負担分である子ども・子育て法に基づく給付費の合計である。

(2) 現行における利用者負担額の設定主体

施設		設定主体	備考(減免など)
認定こども園	幼稚園部分	各施設	私立幼稚園就園奨励助成金
	保育所部分	市町村の関与の下、各施設が設定	-
幼稚園	公立	市(条例)	(市)減額・免除規則
	私立	各施設	私立幼稚園就園奨励助成金
保育所	公立	市(規則)	-
	民間		
保育ルーム		市(要綱)	-

幼稚園における利用者負担

3 【西宮市：現行】**公立幼稚園**保育料等徴収条例

西宮市における公立幼稚園の保育料と入園料

区分	保育料	入園料	備考
4歳児	1人につき年額115,200円 (月額9,600円)	1人につき10,000円	4歳児又は5歳児とは 学年の初日の前日において満4歳又は満5歳に達している幼児をいう。
5歳児		1人につき5,000円	

4 【西宮市：現行】**公立幼稚園**保育料の減額、免除に関する規則

公立幼保育料減免後の金額

【通常保育料月額 9,600円】

区分	納付すべき保育料 月額(円)
生活保護世帯	0
市民税非課税世帯(母子・父子家庭)	0
市民税非課税世帯	1,200
市民税所得割非課税世帯(年収約270万円以下の世帯)	2,400
平成24年度市民税所得割額が77,100円以下 又は 平成25年度市民税所得割額が基準額以下の世帯 (年収約360万円以下の世帯)	4,800

5 【西宮市：現行】**私立幼稚園**就園奨励助成金給付要綱

<参考資料集：124 ページ>

(1) 平成25年度 就園奨励助成金の支給金額

夫婦と子ども2人のモデル世帯の第1子の場合

区分		支給額【月額】 (円)		
		満3歳児 3歳児	4歳児	5歳児
	生活保護世帯	19,100	19,100	19,100
	市民税非課税世帯	16,600	17,300	16,600
	市民税所得割非課税世帯		16,600	
	平成25年度市民税所得割額が77,100円以下の世帯 (年収約360万円以下の世帯)	9,600	13,700	12,450
	平成25年度市民税所得割額が211,200円以下の世帯 (年収約680万円以下の世帯)	5,180	8,900	7,650
	平成25年度市民税所得割額が211,201円以上 かつ 総所得金額800万円未満の世帯	—	8,900	7,650

(2) 入園料および保育料：市内40私立幼稚園 (参考)

入園料	保育料(月額)
30,000円 ~ 130,000円	17,000円 ~ 30,000円

入園料は3年保育、保育料は3歳児の月額。

一部の幼稚園によっては保育料に教材費や給食費を含む場合がある。

保育所における利用者負担

6【西宮市：現行】保育所児童福祉法による費用徴収規則

＜参考資料集：125 ページ＞

保育所入所児童に要する費用の徴収額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		市徴収額（月額）		＜参考＞国基準		
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合	3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合	
階層 区分	定 義					
A	生活保護法による被保護世帯等	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き前年分の 所得税非課税世帯	前年度市民税非課税世帯(母子・父子世帯等)	0	0	9,000	6,000
		前年度市民税非課税世帯(上記以外の世帯)	4,500	3,000		
C	前年度分の市民税課税世帯	10,400	8,800	19,500	16,500	
D ₁	A階層を除き前年分の 所得税課税世帯	9,500円未満の世帯	16,500	14,800	30,000	27,000
D ₂		9,500円以上 40,000円未満の世帯	24,000	21,600		
D ₃		40,000円以上 56,000円未満の世帯	35,600	30,800	44,500	41,500
D ₄		56,000円以上 103,000円未満の世帯	39,100	33,800		
D ₅		103,000円以上 129,000円未満の世帯	56,100	35,400	61,000	58,000
D ₆		129,000円以上 413,000円未満の世帯	59,100	37,300		
D ₇		413,000円以上 734,000円未満の世帯	79,200	38,100	80,000	77,000
D ₈		734,000円以上の世帯	98,800	41,000	104,000	101,000

注1 この表の「3歳未満児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施の承諾がなされた日の属する年度の4月初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

注2 同じ世帯から2人以上の就学前児童が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所している場合の認可保育所保育料の減免について

年齢の高い方から2人目の児童の保育料が半額（100円未満の端数は切り捨て）

年齢の高い方から3人目以降の児童の保育料は無料

保育ルームにおける利用者負担

7 【西宮市：現行】保育ルーム 運営・助成要綱（別表）

保育ルームの保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		第1子保育料		第2子以降保育料		
		(円)		(円)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	3歳未満児	3歳児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	A階層を除き前年分(1月1日から3月31日までの間の入所については、前々年分。以下この表において同じ。)の所得税非課税世帯	0	0	0	0	
	前年度分の市町村民税非課税世帯(母子・父子世帯等)	1,900	1,400	900	700	
C	前年度分の市町村民税課税世帯	6,700	4,800	3,300	2,400	
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯	前年分の所得税の額が9,500円未満の世帯	7,400	5,300	3,700	2,600
D2		前年分の所得税の額が9,500円以上40,000円未満の世帯	17,500	12,600	8,700	6,300
D3		前年分の所得税の額が40,000円以上56,000円未満の世帯	26,500	19,100	13,200	9,500
D4		前年分の所得税の額が56,000円以上103,000円未満の世帯	29,400	22,100	14,700	11,000
D5		前年分の所得税の額が103,000円以上129,000円未満の世帯	34,800	25,100	17,400	12,500
D6		前年分の所得税の額が129,000円以上413,000円未満の世帯	37,100	26,700	18,500	13,300
D7		前年分の所得税の額が413,000円以上734,000円未満の世帯	40,000	28,800	20,000	14,400
D8		前年分の所得税の額が734,000円以上の世帯	49,400	31,000	24,700	15,500

8 国におけるスケジュール

<参考資料集：126 ページ>

- (1) 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格(算定構造)」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。
- 国・地方公共団体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。
- (2) 平成25年度
9月～ 子ども・子育て会議において順次議論
～年度末 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ
「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」
- (3) 平成26年度
4月～6月頃 骨格、仮単価の提示
概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み
幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。
- 8月 概算要求
10月～ 各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集
- 年末・年度末 国ベースの金額の確定(政府予算案)
子ども・子育て会議で諮問・答申
消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

9 関係法令・条規等

<参考資料集：124 ページ>

- (国：法令等)
- ・子ども・子育て支援法
- (西宮市：条規等)
- ・西宮市立幼稚園保育料等徴収条例(公立幼稚園)
 - ・西宮市立幼稚園保育料の減額、免除に関する規則(公立幼稚園)
 - ・西宮市私立幼稚園就園奨励助成金給付要綱(私立幼稚園)
 - ・児童福祉法による費用徴収規則(保育所)
 - ・家庭的保育事業(保育ルーム)の運営・助成要綱